

# 令和元年 秋田県の人口

## 秋田県年齢別人口流動調査報告書

(平成30年10月～令和元年9月)

秋 田 県

# 目 次

利用者の方へ	1
<b>I 結果の概要</b>	<b>3 ~ 27</b>
1. 総人口	3
2. 県人口の年齢構成	8
(1) 15歳未満人口	10
(2) 15～64歳人口	11
(3) 65歳以上人口	12
(4) 指数でみる年齢構成	13
3. 人口性比	15
4. 人口動態	18
(1) 自然動態	19
(2) 社会動態	20
5. 市町村別人口	24
(1) 市町村別人口動態	24
(2) 市町村別自然動態及び社会動態	24
(3) 市町村別年齢3区分別人口割合	26
6. 世帯数	27
<b>II 統計表</b>	<b>29 ~ 114</b>
第1表 市町村別男女別人口	29
第2表 市町村別年齢5歳階級別人口	30
第3表 年齢別人口及び人口動態	36
第4表 市町村別世帯数	104
第5表 月別人口動態	105
第6表 市町村別年齢3区分別人口	106
第7表 市町村別人口動態	109
第8表 年齢5歳階級別、月別社会動態	110
第9表 市町村間移動表	114
《 参考資料 》	116 ~ 146
秋田県年齢別人口流動調査報告要綱	147

# 利用者の方へ

## 1. 調査の目的

本調査は、秋田県の人口及び世帯の移動の状況を明らかにするとともに、国勢調査年次間における県内各市町村別の人口及び世帯数を推計して、秋田県の人口に関する基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査の時期及び期間

人口及び世帯数は、令和元年10月1日現在における数値であり、人口及び世帯の移動数は、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの一年間の届出数をまとめたものである。

なお、本調査における出生、死亡、転入及び転出の時期は、その事実が生じた時ではなく、市町村の住民基本台帳に記載又は消除された時によっている。

## 3. 人口及び世帯数の算出方法

本調査における年齢別人口及び世帯数は、平成27年国勢調査による人口及び世帯数を基礎とし、人口については、これに国勢調査以後に住居基本台帳法に基づいて市町村に届け出された出生数、死亡数、転入者数及び転出者数を加減して算出し、世帯数については、同様に転入、転出、発生及び消滅した世帯数を加減して算出した。

なお、秋田県及び各市町村別の人口はそれぞれ以下のとおり算出し、秋田県の人口算出においては、市町村別の人口を合計する方法によらず算出した。

- 秋田県の人口 = 国勢調査による秋田県の人口  
+ (他都道府県からの転入者数 - 他都道府県への転出者数)  
+ (出生数 - 死亡数)
- 各市町村の人口 = 国勢調査による各市町村の人口  
+ (他都道府県からの転入者数 - 他都道府県への転出者数)  
+ (県内他市町村からの転入者数 - 県内他市町村への転出者数)  
+ (出生数 - 死亡数)

また、県内市町村間における転入・転出については、転入届け出と転出届け出との間に時間的ずれが生ずるなどするため、県内市町村間における転入者総数と転出者総数とは一致しない。

## 4. 県の人口と市町村別人口の合計との差について

上記3. にあるとおり、秋田県の人口を算出する際は、県内市町村間における転入者数及び転出者数を除外しているため、秋田県の人口と各市町村の人口の合計（市郡計）とは一致しない。

## 5. 年齢について

年齢別人口における年齢は、令和元年9月30日現在の満年齢である。

## 6. 年齢不詳について

秋田県及び各市町村別人口の総数には平成27年国勢調査による「年齢不詳（計8,540人）」を含むが、年齢別構成割合等については「年齢不詳」を除いて算出している。

## 7. II統計表「第3表 年齢別人口及び人口動態」の市町村個別表における「令和元年10月1日現在の人口」欄の「-」（マイナス）表記について

国勢調査においては、住民基本台帳への登録の有無にかかわらず「常住者」を調査対象としており、本調査における人口動態は住民基本台帳に記載または削除された者を調査対象としている。

これにより、年齢別人口においては、住民基本台帳法による転出手続きをとらずに他市区町村で居住している者が国勢調査後に転出または死亡した場合、その件数が、国勢調査によって把握された同年齢の人口よりも多くなると「-」（マイナス）表記となる。

## 8. 用語の説明

### （1）自然動態 …… 出生及び死亡による人口動態

出生者 …… 戸籍法の規定に基づく出生届により住民票に記載された者

死亡者 …… 戸籍法の規定に基づく死亡届により住民票から削除された者

自然増減数 …… 出生数から死亡数を減じた数値

自然増減率 …… 前年10月1日現在の人口に対する当年自然増減数の百分比

### （2）社会動態 …… 転入及び転出による人口動態

転入者 …… 住民基本台帳法の規定に基づく転入届により住民票に記載された者及び職権により住民票に記載された者

転出者 …… 住民基本台帳法の規定に基づく転出届により住民票から削除された者及び職権により住民票から削除された者

社会増減数 …… 転入者数から転出者数を減じた数値

社会増減率 …… 前年10月1日現在の人口に対する当年社会増減数の百分比

## 9. 記号及び注記

（1）各表中の記号は、次のとおりである。

空白 …… 皆無または該当数値なし。

「△」又は「-」 …… 負数であることを示す。

「0.0」又は「0.00」 …… 該当数値が掲載単位未満であることを示す。

（2）各表中の構成比については、端数の四捨五入処理の関係上、全体とその内訳の合計が一致しない場合がある。